

番号	項目	質問	回答
7	【管理運営業務要求水準書及び仕様書】 P12 3 管理運営に要する経費及び協定 (4) 管理代行料の変更	「経済情勢の変動により、各年度の当初に合意した管理代行料が不適当と認められる場合は、管理代行料の変更（増額又は減額）に関する協議を申し出ることができる」とありますが、「増額又は減額」とは、どのような場合を想定されているのでしょうか。その考え方についてご教示ください。 増減の基準となる指標、指標に基づく数値的な目安などあれば、具体的にご教示ください。	・各年度当初の合意時に想定されていなかった、経済情勢の変動（例えば、物価の高騰や下落等）を想定しています。 ・具体的な基準はありませんが、合意時の管理代行料の額と実勢価格が大きく乖離する場合などが考えられます。
8	【管理運営業務要求水準書及び仕様書】 別記1 責任及びリスク分担の区分表 項目 賃金水準の変動及び人件費	表中にある 「賃金水準の変動」 「県の給与改定に伴う指摘管理者の給与規程改正」 「管理代行料を除く財源の充当に伴う経費」 「県が特に必要と認める経費」 この各項目について、県と指定管理者との間で協議が必要になると想定される事態を具体的に ご教示ください。 特に、「賃金水準の変動」の「賃金水準」とは何を指すのか、具体的な指標や数値基準についてご教示ください。 過去に指定管理者と県の間で協議した事例があれば、その内容と「責任及びリスク分担」の割合について具体的にご教示ください。	・「賃金水準の変動」「県の給与改定に伴う指定管理者の給与規程改正」については、毎年、人事委員会からの勧告に沿って行われる県の給与改定等を参考にした賃金、給与の見直しを想定しています。 ・「管理代行料を除く財源の充当に伴う経費」については、指定管理業務に係る人件費には、これまで県からの管理代行料のほか使用料収入（入園料等収入）が充当されていますので、例えば、当該収入額が当初の見込みよりも大幅に減少することが予想される場合などに協議が必要になる可能性があります。 ・「県が特に必要と認める経費」については、県の政策上、必要となる経費などを想定しています。 ・過去の事例として、新型コロナウイルス蔓延時期に、閉園期間の減収補てんについて、協議のうえ県予算で対応した事例があります。
9	【管理運営業務要求水準書及び仕様書】 別記1 責任及びリスク分担の区分表 項目 物価等の変動	表中の「物価等の変動に伴う物品費、光熱費及び労務単価等の著しい変動に伴う費用の増加又は減少」について、「変動」の著しさを捉えるための客観的な指標と、増減を判断するための具体的な数値基準をご教示ください。 過去に指定管理者と県の間で協議した事例があれば、その内容と「責任及びリスク分担」の割合について具体的にご教示ください。	・具体的な基準はありませんが、予算額と実勢価格が大きく乖離する場合などは協議の可能性もあります。 ・過去の事例として、光熱費の高騰分について、協議のうえ県予算で対応した事例があります。
10	【管理運営業務要求水準書及び仕様書】 別記2 高知県立牧野植物園 管理代行積算書	各費目について、積算内訳等の資料がございましたら、ご教示ください。 収支予算書を実現可能な内容で作成するため、積算の参考資料として、以下の資料などについて閲覧または提供が可能かご教示ください。 ・人員配置表（職種別・雇用区分別（正職員・契約職員等）の人数） ・年間業務計画（年間スケジュール）または業務一覧 ・主な再委託業務一覧 ・修繕履歴（過年度実績）など また表中、歳出②では「報酬」「賃金」が空欄になっています。歳出①「人件費」との関係性について、考え方をご教示ください。 もう1点、歳出②にある「報償費」とは、誰にどのような目的で支払われることを想定しているのでしょうか。具体的にご教示ください。	・各費目の積算内訳としてお示しできるものではありません。 ・現在の指定管理者の体制（令和8年4月1日時点）は、以下のとおりです。 常勤50名（総括責任者1名 園長1名 副園長1名 総務課3名 会計課7名 広報課5名 栽培技術課15名 植物研究課8名 植物研究交流センター9名） 非常勤34名 ・業務一覧は仕様書のとおりです。高知県立牧野植物園のホームページで現行のイベントや植物教室、研究等について確認可能ですので、参考にいただき企画・提案をお願いします。 ・主な再委託業務：施設清掃及び設備点検保守、園内警備及びボイラー運転管理、設備・機器点検保守、産業廃棄物処理 ・修繕履歴：R7実績 22,960千円 （本館・展示館の消火栓用防火ホースの取付交換：990千円など） ・「報酬」及び「賃金」は別記2上は人件費として計上しており、該当するものがないため空欄としています。 ・報償費は、専門家の招聘謝金等を想定しています。
11	【管理運営業務要求水準書及び仕様書】 P7 (1) 植物園の運営に関する人員体制の確保	イ について 「指定管理業務を担っている職員のうち、継続雇用を希望する職員については、同等以上の雇用条件により雇用すること」とは、何と比べて同等以上なのでしょう？ 「現状と同等以上」という意味であれば、現状の雇用条件を職種や雇用形態ごとに具体的に ご教示ください。 指定管理者が新規参入することになった場合、上記の方々と新旧の指定管理者の雇用関係について、県としてどのように想定されているのでしょうか。職種や雇用期間など、個別の雇用契約も踏まえて詳細にご教示ください。	・令和9年3月31日現在と比べてです。 ・現在の指定管理者の令和7年度に支出された人件費の総額は325,239千円です。体制（令和7年4月1日時点）は、以下のとおりです。 常勤47名（総括責任者1名 園長1名 副園長1名 総務課3名 会計課6名 広報課3名 栽培技術課15名 植物研究課10名 植物研究交流センター7名） 非常勤34名 ・指定管理者の変更に伴い雇用者が変更となる場合、雇用継続を希望する職員については、令和9年3月31日現在と同等以上の雇用条件により雇用を継続していただくこととなります。
12	光熱水費の実績データの開示について	年間約6億3千万円規模の施設運営において、電気・ガス・水道料金などの光熱水費は、収支計画の成否を分ける極めて重要な変動要素です。特に研究施設などの特殊設備にかかる維持コストは、外部事業者には予測が困難です。 公募の公平性・透明性を担保し、かつ民間事業者が過度なリスクを負わずに精緻な提案を行うため、過去3ヶ年（可能であれば月別）の電気・ガス・水道の「使用量」および「料金」の実績データを開示してください。	実績は以下のとおりです。 【電気】 R5：1,407,194kw（40,826千円） R6：1,527,331kw（44,341千円） R7：1,413,386kw（39,687千円） 【プロパンガス】 R5：50㎡（16千円） R6：60㎡（19千円） R7：106㎡（33千円） 【水道】 R5：21,020ℓ（6,435千円） R6：13,781ℓ（4,402千円） R7：15,464ℓ（5,142千円）
13	現指定管理者職員の継続雇用に係る情報について	事業計画書「5業務遂行能力」の「ウ移行計画」②では、現在の指定管理者が雇用している職員のうち、継続雇用を希望する者について、本指定管理業務に従事させる職員の想定人数を記載することとされています。 本条件は事業費（人件費積算）の大部分を左右する重大な与件ですが、現在の職員構成や雇用形態、給与・処遇水準、継続雇用の意向などを把握することができず、②の想定だったとしても必要な人数および人件費を合理的根拠に基づいて積算することは不可能です。 これらの情報が示されないまま、応募者の想定のみで5年間の人員体制および事業費を算出することは、適正かつ実現可能な事業計画の作成を求める公募条件として、成立し得ないのではないのでしょうか。 新規応募者が適正な人員配置計画および人件費の積算を行うため、以下の情報について現時点での確定値（または想定値）を開示してください。 ① 継続雇用を希望する現職員の総人数および職種別の内訳（事務、専門、現業など） ならびに、プロパー職員、契約職員（有期、無期）、パートタイマーなどの雇用形態別の内訳 ② 引き継ぐべき現在の人件費総額および給与水準の概要 ③ 現職員のうち、継続雇用を希望又は想定している人数の目安、また、これらの情報が提供されない場合、新規応募者が「ウ移行計画」②の想定人数および人件費を、どのような根拠に基づいて記載・積算することを想定されているのか、ご教示ください。	①上記10及び11の回答をご確認ください。 ②上記11の回答をご確認ください。 ③現時点で雇用継続希望者数を提示することは困難であるため、上記でお示ししている人員体制を参考に、移行計画のご提案をお願いします。なお、「管理運営業務要求水準書及び仕様書」の別記2に現状の人員体制を維持することが可能な人件費を示しています。
14	植物園の根幹となる業務及び牧野資料の評価について	募集要項の「提案書（事業計画書）」では、「6 栽培植物の管理業務」及び「11 牧野文庫、図書室及び標本室の管理業務」について、具体的な提案を求めています。 一方、別紙「審査項目及び配点」には、「研究、教育普及、調査」の評価内容として、「県の産業振興につながる研究や教育普及の取組への寄与、生物多様性の保全等」が設けられていますが、専門的な栽培管理、植物コレクションの維持・継承、牧野文庫・図書室・標本室の管理及び活用について、独立した評価項目は明示されていません。 利用者満足度の向上や広報等を含む「サービスの向上」に計400点が配分されていることの重要性は理解しておりますが、その一方で、植物園の根幹を成すこれらの業務が、審査上どの位置づけられているのかを確認することができませんでした。 園内の植物を良好な状態に保つ専門的な栽培管理や、研究・展示・教育の基盤となる植物コレクションの維持・継承は、「生物多様性の保全」だけでは捉えきれない、植物園の根幹を成す業務です。 また、牧野文庫の約45,000冊に及ぶ蔵書、植物標本、遺品等は、牧野家から高知県へ託された資料を含む県の貴重な学術的・文化的財産です。 これらを適切に保存・継承し、研究・教育・展示等に活用すること、ならびに「牧野」の名を冠する植物園として牧野富太郎博士の業績を顕彰することは、施設の設置目的と根幹に関わる重要な業務であると考えます。 事業計画書で提案を求めているこれらの業務は、別紙「審査項目及び配点」のどの項目に位置づけられ、どのような観点及び配点によって評価されるのでしょうか。具体的にご教示ください。	・「6 栽培植物の管理業務」及び「11 牧野文庫、図書室及び標本室の管理業務」については、審査の項目「1 基本方針」等において評価、採点を予定しています。
15	【指定管理者募集項】 P2 (3) 選定までの手続 イ 質問の受付及び回答 ウ 公募参加表明書の提出 エ 申請書類の提出	募集要項などの公表のタイミングから提出までの猶予が、イとウは約30日間、エは約60日間となっていますが、これらの期間は何に基づいて設定されているのでしょうか。 根拠となる条例あるいは法令、県の内規などがあればご教示ください。 もしくは、これら期間の設定の根拠についてご教示ください。	・「公の施設の指定管理者制度に関する運用指針」や過去の募集案件により設定しています。（運用指針は、高知県行政管理課のホームページを参照ください。）
16	【指定管理者募集要項】 P2 (3) 選定までの手続 イ 質問の受付及び回答 ウ 公募参加表明書の提出 エ 申請書類の提出	高知県の「公の施設の指定管理者制度に関する運用指針」には、「指定管理者制度は、公の施設に対する多様な住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを主な目的とする」「指定管理者制度の導入手続においては、常に透明性・公平性を確保するとともに、幅広く民間事業者やNPO等（以下「民間事業者等」という。）の参画が得られるよう配慮する」といった記述があります。 特に、今回の指定管理者募集は初の公募であり、上記の期間は民間事業者等が新規参画を検討するにはあまりに短いのではないかと受け止めています。民間事業者等の参画に向けてどのように配慮されているのでしょうか。	・スケジュールは、指定管理者が変更となる場合も想定し、現行の指定管理者から新しい指定管理者へ十分な業務の引継ぎ期間を確保できるよう考慮しています。また、県側の作業時間を圧縮し、応募者側の標準的な期間を確保できるよう配慮しました。
17	【指定管理者募集要項】 P2 (3) 選定までの手続 イ 質問の受付及び回答 ウ 公募参加表明書の提出 エ 申請書類の提出	募集要項にも「応募者の公平を期す」という言葉が見られますが、今回の要項や水準書及び仕様書の内容そのものについても、公平性の確保や幅広い民間事業者等への参画といった観点で、どのような配慮がなされているのかご教示ください。	・民間事業者等の参画が得られるよう、「公の施設の指定管理者制度に関する運用指針」が改正されたことを受け、審査の項目及び配点について見直しを行いました。また、募集要項や要求水準書及び仕様書において、記載すべき内容や要求水準、業務内容が分かりやすくなるように見直しを行いました。
18	【管理運営業務要求水準書及び仕様書】 P7 第3 管理運営業務の仕様 2 業務の内容 (1) 植物園の運営に関する人員体制の確保	イ について 「指定管理者が現在（第5期）の団体から変更となる場合、当該団体に所属し、指定管理業務を担っている職員のうち、継続雇用を希望する職員については、同等以上の雇用条件により雇用すること」とありますが、継続雇用を希望する職員の調査はいつ、どのようなタイミングで行うのでしょうか。 調査する主体が誰になるのかも含めてご教示ください。	・令和8年12月定例会議で指定管理者の指定に関する議案が議決された後、県において現行の指定管理者に対して継続雇用希望の調査を行います。調査結果を次期指定管理者にお伝えし、その後は継続雇用希望者と次期指定管理者の間で協議を行っていただく予定です。